

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告351号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



廃棄物の再資源化促進法（案）

田中和徳は、国会で産業・資源循環議員連盟の会長を務めている。

日本は、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量を実質ゼロの状態）を2050年までに達成すべく、資源循環型社会の構築を全力で推進。

今は運搬や焼却など、ごみや廃棄物の処理に大量の化石燃料が使用され、再生利用の目処が立たない廃棄物を処理するための最終処分場も不足。

また、資源循環産業の競争力確保には、質・量の揃った再生材が必要、そのためにはより高度な再生利用・再資源化の取り組みが不可欠。

我が国の現状に鑑み、廃棄物処理の脱炭素化と再資源化の推進が急務、新たな法律案が衆議院で可決され、現在、参議院で審議が行われている。

《 ごみや廃棄物の主な処理方法 》

- ① 再利用やリサイクルが容易な廃棄物を分別、有効活用する。
- ② 高度な処理を行えば再生利用可能な廃棄物に関しては、焼却や脱水、中和剤の添加などにより減量と無害化を進め、燃料や肥料、家畜への飼料など、再生資源に転換する。
- ③ 上記の①や②を経ても再生利用の目途が立たない廃棄物は、安全性を確保しつつ、最終処分場で埋め立て処理を行う。

《 再資源化事業等の高度化に関する法律（案） 》

① 環境省による基本方針の策定

- 廃棄物の再生利用・再資源化事業の高度化を促進するため、環境大臣が基本方針を策定・公表し、官民一体の取り組みを進める。

② 産廃処分事業者に対する判断基準の策定

- 環境大臣が廃棄物処分業者の判断基準を策定、指導・助言を行う。取り組みに大きな問題のある事業者には、勧告・公表・命令を行う。
- 特に、扱う処分量の多い事業者には、再資源化に向けた取り組みの実施状況の報告・公表を行い、再資源化の高度化を促進する。

③ 再資源化事業等の高度化の促進

- より大規模かつ戦略的なごみ・廃棄物の分別収集体制の構築、分離・回収処理の高度化と脱炭素化に向けた設備投資を促すため、専用の認定制度や特例措置などの創設を推進する。



再資源化事業の大規模化による質・量の揃った再生材の確保。
それによる資源循環産業の競争力向上と、地方での産業育成。
廃棄物の埋め立て量削減と、最終処分場不足問題の解消。
化石燃料消費の抑制による温室効果ガス排出量削減を目指す。